研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 2 年 6 月 3 日現在

機関番号: 13201 研究種目: 若手研究 研究期間: 2018~2019

課題番号: 18K12669

研究課題名(和文)契約栽培に関する国際的契約理論の考察

研究課題名(英文)The legal issues of contract farming

研究代表者

木戸 茜 (Kido, Akane)

富山大学・学術研究部社会科学系・講師

研究者番号:30803043

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文): 近年、農産物の直接取引に関する国際機関による法文書の公表が相次いでいる。代表的なものがUNIDROITの「契約農産に関するリーガルガイド」である。このような取引の内包する契約法的課題の解明、ひいては適正な取引環境の形成のため、本研究ではUNIDROIT本部での調査・研究を行った。以上より(1)悪天候等の農産物特有のリスク、(2)大規模アグリビジネスの農業支配による交渉力不均衡、(3)設備投資を前提とした契約への依存の3つの課題を指摘した。また、これらの課題に対し、当事者の事前的リスク配分による解決には限界があることを指摘した。本研究の最終成果は国際商取引学会年報22号にて公表予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義 近年、生産者と食品メーカー等とが農産物の直接取引を行う契約栽培ないし契約農産が国内外で注目を集めている。双方が提供先ないし供給先を確保できる継続的取引が想定されることから、安定的な取引、ひいては持続可能な農業の確立に持てあると期待会は、1000年の2000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1

一方で、生産者は相手方のニーズに合わせ設備投資をすることが多く、後から受注量を減らされたり価格を下げるよう求められたりした場合にこれに従わざるを得ない立場に陥りかねない。そこで本研究では、契約農産に係る国際的法文書を調査して法的課題を整理し、適正な取引環境形成の道筋を見出すことを試みた。本研究の最終成果は国際商取引学会年報22号にて公表予定である。

Contract farming has recently risen to prominence because of the 研究成果の概要(英文): potential benefits that may ensure a steady supply of agricultural products. In this regard, UNIDROIT Governing Council adopted "The Legal Guide on Contract Farming" in May 2015. This research project concerned with the questions of the role of the Guide in responding to these arrangements

between farmers and agribusiness.

The main findings of this project include three risks that pose a threat to the potential benefits of contract farming; (1) the risk of loss or shortfall of production, (2) inequality of bargaining power between farmers and large agribusiness companies, and(3)hold-up problem.

Contract farming should be promoted by an adequate legal framework that supports the parties in the correct implementation of contracts. The project also pointed out that non-binding norms by intergovernmental organizations doesn't lead to finding a solution to the root of these risks.

研究分野:契約法

キーワード: 契約法 契約栽培 契約農産

1. 研究開始当初の背景

研究代表者はこれまで一貫して、契約違反に基づく損害賠償責任の帰責根拠について研究を行ってきた。とりわけ、長期的契約において一方当事者が当該取引のために先行投資を行った場合や、一方当事者の売上が当該取引に依存するようなった場合等、当事者の立場にある種の不均衡が生じる場面を検討対象としてきた。

この点、昨今議論が盛んになりつつある契約農産は、研究代表者がこれまで対象としてきた事案と類似した性質を有する。すなわち契約農産においては、生産者が食品加工業者等との間であらかじめ品目・品質・数量・価格等の条件を決め、ある程度の期間にわたり農作物の取引を行う。その際、双方が目的物ないし供給先を安定して確保できるというメリットがある一方で、契約農家は相手方のニーズに合わせて設備投資する等して農作物を栽培するため、いわゆるホールド・アップ状態に陥りやすいという危険性を孕んでいる。

そこで、本研究では、契約農産における当事者間の不均衡に対する法整備の在り方を追求し、 これによって研究代表者の従前の研究を深化・発展させることを企図した。

2. 研究の目的

近年、農産物の生産者と食品加工業者や小売業者、飲食店等とが直接に取引を行う「Contract Farming (契約農産)」に関する国際的な法文書の公表が相次いでいる。代表的なものとして、私法統一国際協会 (UNIDROIT) が国連食糧農業機関 (FAO) 及び国際農業開発基金 (IFAD) と共同で作成した「契約農産に関するリーガルガイド」(以下、「2015年リーガルガイド」)、FAOによる「契約農産のための有効な規制枠組に関する立法研究」(以下、「2018年立法研究」)、FAO及び IISD による「責任ある契約農産のためのモデル契約」(以下、「2018年モデル契約」)が挙げられる。

契約農産においては、生産者と食品加工業者等との間であらかじめ品目・品質・数量・価格等の条件を決めたうえで、継続的な農産物の取引を行うことが想定される。双方が提供先ないし供給元を確保することができ、安定した継続的な取引が可能になることから、持続可能な農業の確立、ひいては食糧安全保障問題の解決にも有効であると考えられている。

わが国においても食料安全保障は喫緊の課題であるが、国際的契約農産に関する近年の法文書はこれまでのところ国内では紹介されておらず、そもそも農産物の直接取引における契約法上の問題について検討した文献も見当たらない。契約農産にまつわる契約法上の課題を整理し、国際的に構築されつつある契約ルールを検討することは、生産者による主体的な取引への参加を可能にするものであり、一定の意義があろうと思われる。

そこで本研究では、「2015 年リーガルガイド」をはじめとする、これまでに公表された3つの主要な法文書における契約ルールを分析し、契約農産にまつわる法的課題を整理することを目的として研究を行った。

3. 研究の方法

本研究では、おおむね以下の各段階に応じて作業を進めた。

(1)1 年目前半: 国外の資料収集とその整理

はじめに、研究代表者の問題意識と今日的な契約農産に関する実際の紛争処理とのすり合わせを行うため、「2015年リーガルガイド」を手掛かりとして分析を進めた。これは契約農産に関する国際的な法的ルールを網羅的に記述したものであり、本研究にとって最重要の資料であった。

もっとも、その詳細な分析のためには、リーガルガイドには記されていない法的ルールについての指針を提供し得る他の私法統一文書について資料を収集、整理する必要がある。そこで、「2018 年立法研究」、「2018 年モデル契約」等の国際的法文書の他、Caterina Pultrone, An Overview of Contract Farming: LegalIssues and Challenges, 17 UNIF. L. REV. 263 (2012) や Ayelech T. Melese, Contract Farming: Business Models that Maximise the Inclusion of and Benefits for Smallholder Farmers in the Value Chain, 17 UNIF. L. REV. 291 (2012) 等の論稿を参照し、具体的な契約農産の事案についても分析を行った。

(2)1年目後半:国内の資料収集とその整理

(1)により国外の問題状況をある程度整理した後、それに対応する形で関連する国内の資料収集、整理に着手した。

本研究は、妥当な紛争解決のため、当事者が形成した合意の違反以外の外在的規範が認められること、裏返せば当事者の合意への介入が認められることを前提としている。その理由付けとしては契約正義と取引の経済効率性という二つの視角によるものが考えられ、これらによる契約への介入については国内の先行研究の蓄積もあるところである。そこでこうした国内の議論を検討し、国外の議論状況とのすり合わせを行った。

同時に、わが国において契約農産における契約責任が問われた具体的な事案についても資料を収集し、それらの事案における具体的な紛争処理方法を分析したうえで、「2015 年リーガルガイド」に基づく対処との異同につき調査した。

(3)2年目前半:問題状況の整理

(1) \sim (2) における国内外の資料収集、整理に基づき、契約法的課題の整理を試みた。

本研究は、今日国際的に注目が高まりつつある契約農産を素材として、契約正義と経済効率性という二つの視角から、より適正な契約理論を提示しようとするものである。ここでは、契約農家が履行に先立って先行投資を行うことが多いため、食品加工業者等が機会主義的行動をとりやすいという契約農産の事案的特徴に配慮しながら、国際的法文書において想定される契約法的課題の抽出を試みた。そのうえで、課題に対応しうる契約理論の方向性を探求した。

(4)2 年目後半:研究協力者によるレビューと論文の執筆

論点の見落としや先行研究に関する誤った理解、具体的事案についての偏向的な解釈を避けるため、複数のレビューを得る機会を設けた。

国内で学会報告及び複数の研究会報告を行ったほか、2019 年 9 月には、曽野裕夫教授(北海道大学)及びアンナ・ヴェネツィアノ教授(UNIDROIT 副事務局長)のご紹介で、ローマにある UNIDROIT 本部 及び図書館を visiting researcher として訪れ、研究テーマに関する資料収集と関係者へのイン タビューを行った。

最後に、以上の研究を論文としてまとめる作業に傾注した。研究成果は査読を経てすでに初校 を終え、近く国際商取引学会年報 22 号にて公表予定である。

4. 研究成果

本研究における成果の概要は以下の通りである。

なお、本研究の最終成果「農産物の直接取引にかかわる契約法的課題―契約農産に関する UNIDROIT/FAO/IFAD リーガルガイドを手がかりとして―」は国際商取引学会年報 22 号にて公表 予定である。

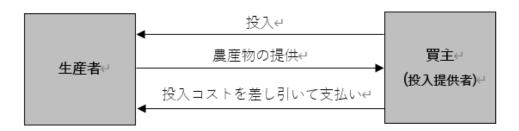
(1)契約農産の定義の明確化

契約農産についてわが国においてはいまだ明確な定義がないため、近年公表が相次いでいる 国際的法文書の紹介にあたっては、そこにおける契約農産の定義を正確に把握する必要がある と考えられる。そこで本研究では、「2015年リーガルガイド」及び「2018年立法研究」を参考に、 契約農産と呼ばれる農産物の直接取引の特徴を整理した(下図参照)。

なお、わが国では、生産者と食品加工業者等との直接取引を、「契約栽培」ないし「契約農業」と呼称することが多いようである。ただし、これらの用語は、農産物の出荷団体である農業協同組合と食品加工業者等との取引を指すこともあり、国際的な法文書おける「Contract Farming」の定義と「契約栽培」とは必ずしも一致しないことに注意が必要である。

そこで本研究では、①国際的法文書において農産物が広く解されており、田畑で栽培されるものに限らず農林水産物すべてが含まれること、②生産者による生産活動そのものではなく、食品加工業者等との取引をはじめとする農産業に主眼が置かれていることから、訳語として「契約農産」を充てることとした。

以上の経緯により、本研究課題では当初「契約栽培」の語を使用していたが、研究成果報告書 においては「契約農産」としている。



(2) 契約農産の法的課題の指摘

本研究では、契約農産の法的課題として、①悪天候や市場価格の変動等の農産物特有のリスク、②大規模アグリビジネスの農業支配による当事者間の交渉力の不均衡、③一定の設備投資を前提とした取引における契約への依存、の3点を指摘した。また、これらの課題を内包する契約農産において、当事者による事前的なリスク配分を推奨するソフトローによる解決に限界があることを指摘し、関連する国内の契約理論の研究を参考に、課題解決に向けた方向性を探求した。

5 . 主な発表論文等

「雑誌論文】 計1件(うち沓詩付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)

4 . 巻
22
5 . 発行年
2020年
6.最初と最後の頁
-
査読の有無
無
国際共著
-

〔学会発表〕	計1件(うち招待詞	講演 −0件 / ~	うち国際学会	0件)

1.発表者名 木戸茜

2 . 発表標題

国際的契約農産の取引類型と法的課題

3.学会等名

国際商取引学会

4 . 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6 . 研究組織

_	6 .	讲 究組織					
		氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考			